

人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十五第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これら

の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度において事業の用に供したりリース情報通信機器等にあつては、第六十八条の十五第七項の規定）の適用を受けた法人（同条第七項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人） 当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度）

二 第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額については、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第八項の規定に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人） 当該適用年度後の各事業年度

の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 | 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五第六項から第八項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項

並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第十一項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るもの（除く。）を加算した金額とする。）

13 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれららの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

14 第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15 第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

16 第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の二に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

(同法第七十二条及び第七十四条を同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず（前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

18 第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

19 第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第十二項の規定の適用を受けた場合における第十一項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第六項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(特定設備等の特別償却)

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特

(特定設備等の特別償却)

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特

定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第四十二条の四第七項）に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）との合計額とする。この場合において、当該法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乗ずべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

| 法 人 | 資 産 | 割 合 |
|--------------------|--|--|
| 一・二 省 略 | 省 略 | 省 略 |
| 三 政令で定める海上運送業を営む法人 | 当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の設備 | 百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の經營の合理化に著しく資するもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資する |
| 一・二 同 上 | 同 上 | 同 上 |

定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第四十二条の四第二項）に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）との合計額とする。この場合において、当該法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乗ずべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

| 法 人 | 資 産 | 割 合 |
|---------|--------|--------|
| 一・二 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 三 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 一・二 同 上 | 同 上 | 同 上 |

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設設計画の同意の日から平成十七年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

2 省略

| | |
|-------|--|
| 四 省 略 | |
| 省 略 | ものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるものの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。） |
| 省 略 | ものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるものの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。） |

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設設計画の同意の日から平成十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

2 同上

| | |
|-------|--|
| 四 同 上 | |
| 同 上 | ものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるものの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。） |
| 同 上 | ものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるものの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。） |

業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十四（建物及びその附属設備については、百分の十三）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

（特定中核的民間施設等の特別償却）

第四十三条の三 青色申告書を提出する法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成元年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる区域内において当該各号に定める施設のうち政令で定めるものに含まれる建物及びその附属設備で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の七（当該特定中核的民間施設が第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

1-3 省略

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2 同上

（特定中核的民間施設等の特別償却）

第四十三条の三 青色申告書を提出する法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成元年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる区域内において当該各号に定める施設のうち政令で定めるものに含まれる建物及びその附属設備で、その建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の取得価額の百分の七（当該特定中核的民間施設が第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

1-3 同上

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の下欄に掲げる減価償却資産でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

(地震防災対策用資産の特別償却)

第四十四条 青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第一条第

3 省略

| 法 人 | 計 画 | 資 産 | 割 合 |
|---|--|---|----------------------------|
| 一 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十二条第五項に規定する認定法 | 同条第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画(以下この号において「保全事業等の計画」という。) | 当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) | 百分の十五(建物及びその附属設備については百分の六) |
| 人(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。) | 同条の認定に係る同条に規定する事業計画(以下この号において「事業計画」という。) | 当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) | 百分の十(建物及びその附属設備については、百分の八) |
| 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。) | 同条の認定に係る同条に規定する事業計画(以下この号において「事業計画」という。) | 当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) | 百分の十(建物及びその附属設備については、百分の八) |

3 同上

| 法 人 | 計 画 | 資 産 | |
|---|--|---|---|
| 一 山村振興法(昭和四十一年法律第六十四号)第十二条第五項に規定する認定法人(政令で定めるものに限る。) | 同条第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画(以下この号において「事業計画」という。) | 当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) | 当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) |
| 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。) | 同条の認定に係る同条に規定する事業計画(以下この号において「事業計画」という。) | 当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) | 当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるものに限る。) |

(地震防災対策用資産の特別償却)

第四十四条 青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第

四号に規定する地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製造・販売の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九〔当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八〕に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、特定高度技術産業集積地域（新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十四条第五項に規定する同意を得た同項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定められた同条第一項に規定する高度技術産業集積地域であつて同法附則第九条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域に該当する地域をいう。以下この項において同じ。）内において、平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない機械及び装置並びに工場（政令で定める作業場を含む。）用又は研究所用の建物及びその附属設備（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該法人の営む高度技術工業（高度な工業技術の開発を行う事業又は高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用する事業で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備については、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該特定

四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製造・販売の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同上

（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）

第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、特定高度技術産業集積地域（新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十四条第五項に規定する同意を得た同項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定められた同条第一項に規定する高度技術産業集積地域であつて同法附則第九条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域に該当する地域をいう。以下この項において同じ。）内において、平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない機械及び装置並びに工場（政令で定める作業場を含む。）用又は研究所用の建物及びその附属設備（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該法人の営む高度技術工業（高度な工業技術の開発を行う事業又は高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用する事業で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備については、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む事業年度の当該特定

資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第四十二条の四第七項）に規定する中小企業者等以外の法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に法令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

（開発研究用設備の特別償却）

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を作成して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2

青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を作成して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人

第四十四条の三 削除

資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第四十二条の四第二項）に規定する中小企業者等以外の法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に法令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同上

税法第三十一一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 | 売色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十日まで）（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。（以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 | 前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれら の規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 | 前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四

十一 第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定)を適用する。

6 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7 第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

(事業革新設備の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で、次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けた法人(当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。)が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第一号)の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備(当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。)を取得し、又は事業革新設備を作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四(当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。) 同法第三条第一項に規定する認定(同法第四条第一項の認定を含む。)

二 産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画(同法第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。) 同条第一項に規定する認定(同法第五条の二第一項の認定を含む。)

三 産業活力再生特別措置法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画(同法第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。) 同条第一項に規定する認定(同法第七条第一項の認定を含む。)

四 産業活力再生特別措置法第八条第一項に規定する事業革新設備導入計画(同

(事業革新設備等の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。以下この項において「事業再構築計画」という。)に係る同法第三条第一項の認定(同法第四条第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七条第一項第一号及び第二二項の確認を受けた法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。)が、同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で同法第二条第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの(当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この項において「事業革新設備」という。)を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四(当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成十五年六月三十日までの間に、同法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作又は建設の後事

項に規定する認定（同法第九条第一項の認定を含む。）

2 第四十三条第一項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附屬設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特定余暇利用施設の特別償却）

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人が、平成十年三月三十一日までに行われた地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第八十八条の規定による改正前の総合保養地域整備法（以下この項において「旧総合保養地域整備法」という。）第五条第四項に規定する承認（平成十六年三月三十一日までに行われた旧総合保養地域整備法第六条第一項に規定する承認又は総合保養地域整備法第六条第一項に規定する同意を含む。）に係る同法第五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内において、当該承認の日から十四年以内の期間で政令で定める期間（以下この項において「適用期間」という。）内に、当該基本構想において定められた同法第二条第二項に規定する特定民間施設に含まれる建物及びその附屬設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定余暇利用施設」という。）の取得等（取得又は建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定余暇利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定余暇利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定余暇利用施設の取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 省 略

第四十四条の五 同 上

- 一 同 上
- 二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の十
- 三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号

二 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の七

三 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

2 省略

（特定電気通信設備等の特別償却）

第四十四条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項に規定する減価償却資産等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額として計算した金額をいう。）との合計額とする。

| 法 人 | 資 産 | 割 合 |
|---|--|---|
| 一 電気通信事業法第一条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」といいう。）又は有線テレビジョン放送事業者に該当する法人 | 電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの | 百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化による効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十） |
| | | |
| | | |
| | | |

（特定電気通信設備等の特別償却）

第四十四条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

| 法 人 | 期 間 | 資 産 | 割 合 |
|--|-------------------------|---|--------|
| 一 電気通信事業法第一条第五号に規定する電気通信事業者（第四号までにおいて「電気通信事業者」という。）に該当する法人 | 平成七年四月一日から平成十五年三月三十一日まで | 当該電気通信事業者の事業所相互間における電気信号の効率的な伝送を行うための設備の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの | 百分の十五 |
| | | | |
| | | | |

に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の八

四 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の七

五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の六

六 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

2 同上

| | | | |
|---|---|---|-------|
| 二 電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二条）第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人 | 当該法人と利用者との間に速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。） | 当該法人と利用者との間に速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。） | 百分の十五 |
|---|---|---|-------|

| | | | |
|---|--|--|--|
| 三 電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二条）第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人 | 電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。） | 電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。） | 百分の七（当該設備であつて、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定められたものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては百分の十二とす |
| 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで | 平成七年四月一日から平成十五年三月三十一日まで | 平成七年四月一日から平成十五年三月三十一日まで | 百分の七（当該設備であつて、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定められたものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては百分の十二とす |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|------------------------|------------------------|--|--|
| 六 不正アクセス 行為の禁止等に する法規第三項に規定する | 六 不正アクセス 行為の禁止等に する法規第三項に規定する | 五 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する法人のうち政令で定めるもの | 六 不正アクセス 行為の禁止等に する法規第三項に規定する | 四 電気通信事業者に該当する法 | 人 | 平成五年四月一日から平成十五年三月三十日まで | 平成五年四月一日から平成十五年三月三十日まで | 電気通信役務の定期的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの | 号に掲げる資産を除く。) |
| | | | | 四 電気通信事業者に該当する法 | 人 | 平成五年四月一日から平成十五年三月三十日まで | 平成五年四月一日から平成十五年三月三十日まで | 電気通信役務の定期的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの | 号に掲げる資産を除く。) |
| 日まで | 六年三月三十一日から平成十四年四月一日まで | 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の施行の日から平成十五年三月三十日まで | 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の施行の日から平成十五年三月三十日まで | 放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの | 放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの | 百分の十五 | 百分の十五 | 設備であつて電気通信役務の定期的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二(二)の防 | 百分の五（当該設備であつて電気通信役務の定期的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二(二)の防 |
| 定める規模のもの | 当該設備で政令で定める規模のもの | 定める規格のもの | 定める規格のもの | 百分の十五 | 百分の十五 | 百分の十五 | 百分の十五 | 百分の五（当該設備であつて電気通信役務の定期的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二(二)の防 | 百分の五（当該設備であつて電気通信役務の定期的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二(二)の防 |

2 省 略

| 法 人 | 資 産 | 割 合 |
|---------|-----|-----|
| 一・二 省 略 | 省 略 | 省 略 |

(商業施設等の特別償却)

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日（同表の第五号から第八号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を作成し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる法人及び同表の第五号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

2 同 上

| |
|--|
| ス行為からの防 御に資する設備 として財務省令 で定めるものを 事業の用に供す る第四十二条の 四第二項に規定 する中小企業者 に該当する法人 又は農業協同組 合等 |
|--|

(商業施設等の特別償却)

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日（同表の第六号から第九号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を作成し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる法人及び同表の第六号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

| 法 人 | 資 産 | 割 合 |
|--------------|-----|-----|
| 一・二 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 同項の認定を受けた商店街 | | |
| 百分の八（当該 | | |

| | | | | | |
|--|---|------|---|------|---|
| | | | 三 省略 | 四 省略 | 五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第二十一条 |
| 六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第十七条第五項に規定する中小売商業高度化事業を実施する法人のうち政令で定めるもの | 同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画（第九号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するものの | 口 省略 | イ 当該認定中小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（第九号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの | 省略 | 百分の八 |
| 百分の八 | 同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画（第九号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に一項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するものの | 口 省略 | イ 当該認定中小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（第十号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの | 省略 | 百分の八 |
| 七 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

| | | |
|--|---|--|
| 四 条第六項に規定する特定会社又は公益法人で、政令で定めるもの | 整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。以下この号において同じ。） | 建物等のうち公衆の利便を図るためにて政令で定めるものについては、百分の十二） |
| 六 同上 | 同上 | 同上 |
| 五 同上 | 同上 | 同上 |
| 四 同上 | 同上 | 同上 |
| 七 同上 | 同上 | 同上 |
| 同法第十七条第一項に規定する認定特定事業計画（第十号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に係る同法第四条第四項第一号の商業施設のうち建物等で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同号の商業基盤施設（政令で定 | イ 当該認定中小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（第十号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 |

うち政令で定めるもの

める規模のものに限る。) のうち建物等及び構築物で

政令で定めるもの

| | | | |
|------|------|----|----|
| 七 省略 | 八 省略 | 省略 | 省略 |
| 九 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

2 省略

(飼料製造設備等の特別償却)

第四十四条の八 青色申告書を提出する法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する飼料を製造するための機械その他の減価償却資産のうち牛海绵状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第二条に規定する牛海绵状脳症のまん延の防止に寄与するものとして政令で定めるもの（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設してこれを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第一号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高

める規模のものに限る。) のうち建物等及び構築物で

政令で定めるもの

| | | | |
|------|------|----|----|
| 八 同上 | 九 同上 | 同上 | 同上 |
| 十 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

2 同上

第四十四条の八 削除

度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第四十三条规定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（再商品化設備等の特別償却）

第四十四条の九 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第一号及び第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項に規定する分別基準適合物若しくは特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化又は使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破碎残さの再資源化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

二・三 省略

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号

2 省略

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 同上

（再商品化設備等の特別償却）

第四十四条の九 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項に規定する分別基準適合物又は特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

| 三 過疎地域自立 促進特別措置法 第二条第一項に 規定する過疎地 域のうち政令で 定める地区及び | 二 省 略 | 一 農村地域工業 等導入促進法第 五条第三項の規 定により同条第 一項又は第二項 の実施計画にお いて定められた 工業等導入地区 | 地区又は地域 | 事 業 |
|--|-------------|--|--|--|
| 製造の事業その 他政令で定める 事業 | 省 略 | 他政令で定める 事業 | 資 産 | 割 合 |
| 機械及び装置並び に建物及びその附 属設備で、政令で 定めるもの | 省 略 | 機械及び装置並び に工場用の建物そ の他政令で定める 建物及びその附属 設備 | 百分の八（建物 及びその附属設 備については、 百分の四） | 百分の八（建物 及びその附属設 備については、 百分の五） |
| 百分の十一（建 物及びその附属 設備については 百分の七） | 省 略 | | | |

| 三 過疎地域自立 促進特別措置法 第二条第一項に 規定する過疎地 域のうち政令で 定める地区及び | 二 同 上 | 一 同 上 | 地区又は地域 | 事 業 |
|--|-------------|-------------|--|--|
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 資 産 | 割 合 |
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 百分の九（建物 及びその附属設 備については、 百分の五） | 百分の九（建物 及びその附属設 備については、 百分の五） |
| 百分の十一（建 物及びその附属 設備については 百分の七とし、 第一欄に掲げる 地区のうち水源 | 同 上 | 同 上 | | |